

わたしたちの



本会議場の様子

中野区議会

区議会のしごと

区が仕事をするためには、区長が中心になっていろいろな計画をたて、条例や予算などを区議会に提案します。区議会はそれらを審議したり、区政が適正に行われているかチェックする役割を担っています。区議会の定例会は年4回開かれますが、議会が開催されていないときでも、委員会を開いて区の仕事について調査などを行っています。こうした議員の活動によって、区民のみなさんの意見や要望が区政に反映されます。

◆議決

区議会は、区長や議員から提出された案件を審議し、その可否を決定します。主な内容は次のとおりです。

- 条例を制定、改正、廃止すること
- 予算の決定や決算の認定を行うこと
- 区の税金、使用料などの徴収に関すること
- 1億8千万円以上の工事や物をつくる契約を締結すること
- その他、法律や政令、条例により区議会の権限とされていること

◆選挙・同意

議長、副議長、選挙管理委員を選挙で選びます。また、区長から提出される副区長、監査委員、教育委員の人事案件について同意するかどうか決めます。

◆区の仕事の調査

区の仕事の全般にわたって、事務が適正に行われているか調査し、報告を求めることができます。事務の執行状況や出納の検査などは、監査委員に専門的な監査を求めて、その結果を請求することができます。

◆意見書・要望書の提出

区民の生活にかかわる身近な問題でも、それが国や都、民間企業の仕事であったりして、区の力だけでは解決できないことがあります。このような場合は、区議会の意思を意見書や要望書にして関係機関に提出し、解決を求めています。

◆請願・陳情の審査

付託された請願、陳情は、関係委員会で慎重に審査します。採択されたものは区長などの執行機関へ送付します。国や都に関係したものは、意見書や要望書として提出します。



区議会のしくみ

Q 区議会はどのように進められますか？

A 区議会には、毎年2月、6月、9月、11月の4回開かれる「定例会」と、「臨時会」があります。臨時会は次の定例会までの間に議会の議決が必要となったときに開かれます。また、全議員が本会議場に集まっておこなう会議を、「本会議」といいます。区議会で取り扱う問題は数が多く、内容も幅広い分野にわたっています。そこで、いくつかの部門に分けて専門的、能率的に審査するために「委員会」を設けています。委員会には常に設置されている常任委員会（総務・区民・厚生・建設・子ども文教）と議会運営委員会のほか、必要に応じて設置される特別委員会があります。

区議会の流れ

